

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	パネルディスカッション
他言語論題 Title in other language	Panel Discussion
著者 / 所属 Author(s)	平 和博 (TAIRA Kazuhiro)、鳥海 不二夫 (TORIUMI Fujio)、三浦 麻子 (MIURA Asako)、曾我部 真裕 (SOGABE Masahiro)、板倉 陽一郎 (ITAKURA Yoichiro)、久木田 水生 (KUKITA Minao)、水谷 瑛嗣郎 (TAIRA Kazuhiro)
書名 Title of Book	コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題 科学技術に関する調査プロジェクト報告書 (Trends and Issues of Social Media in the Era of Coronavirus)
シリーズ Series	調査資料 2020-4 (Research Materials 2020-4)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2021-03-25
ページ Pages	—
ISBN	978-4-87582-875-4
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	—

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

パネルディスカッション

ファシリテータ	平 和博
パネリスト	鳥海 不二夫
	三浦 麻子
	曾我部 真裕
	板倉 陽一郎
	久木田 水生
	水谷 瑛嗣郎

平 当初のプログラムでは、パネルディスカッションの後、質疑応答・総括という建て付けになっていましたが、せっかくですので、参加者の方からいただいた質問も含めて、時間いっぱいパネルディスカッションをできればと考えております。パネリストの先生方、よろしくお願いたします。

■感情と情報拡散、誹謗中傷などの関係■

平 まず、三浦先生にお伺いします。ご発表いただいたデマ・炎上にも関わりますが、今回のコロナや震災のような危機的状況において、感情と情報拡散、誹謗中傷などの関係はどうなっているのでしょうか。また、会場から「コロナ感染者に対する非難について、公正世界信念が影響を及ぼしているのか」という質問もいただいています。併せてお話を伺えればと思います。

三浦 先ほどは、感情がツイートの拡散に肩を貸すというような形でお話しましたが、私たちは感情に非常に大きく突き動かされることがあります。感情に突き動かされると、冷静な判断があまりできなくなります。なおかつ、コロナや震災のように危機的な状況は、非常に曖昧さが高いため、どう振舞ってよいかという点で最適解が見つからず不安になります。感情的な振舞いは、例えば誹謗中傷のような形で出てきやすくなるという構造を、私たちは幾度も見てきました。今回であれば、感染症に対する誹謗中傷であったり、震災のときであれば、福島原発に近い人たちに対する過剰な批判的態度であったりするかと思います。

これに関して、いろいろな説明の可能性があると思いますが、典型的なものとして、公正世界信念があると考えています。この言葉は最近になって人口に膾炙（かいしゃ）するようになってきましたが、私の報告のスライド16をご覧ください。人は、生きている自分自身や、自分が生きている社会が基本的に安定した場所であることを求めています。裏返すと、自分が理不尽に傷つけられたり、犯罪被害に遭ったりするような世界は嫌なので、「世界には秩序がある」という考え方をもちます。この考え方を「公正世界仮説」と呼びます。公正世界仮説を信じるのが、心の安定につながり、ポジティブな所感をもたらし、未来志向を高めます。これから頑張っていけば将来的にきっと私には良いことがあると思えますし、そう思えると努力もできます。

このように、公正世界信念を持っていることは、決して悪いことではありません。しかし、世界が不安定で曖昧な危機的状況になると、理不尽な出来事が起きるのを目の当

なりにします。例えば、原因がよく分からないのにコロナに感染して重症に苦しむような事例です。このような出来事を見ると、当然、大変気の毒だと思うわけですが、自分にそういうことがいきなり起きたらどうしようとも思います。一方で、公正世界仮説は維持したい。そうすると、被害者、ここでは感染者ですが、「感染者が理不尽な目にあっただのは、過去に理不尽なことをした悪い人だからなのであって、自分は善良に生きているのだから大丈夫だ」と思うと、不安は低減します。自分の不安を低減するために、被害者を非難するような心の仕組みです。先ほど事例を紹介した、自業自得というような気持ちが生まれてくるのかなと考えています。私たちのこれまでの研究結果では、悪いことをした人だからこそ、悪い目にあっただと考えるような人たちは、アメリカと比較すると、日本にやや多いことが示されています。先ほどのようなデータに見られる差の一部はそれで説明できると考えています。

平 そうすると、危機的な状況に陥った場合、誹謗中傷を行ってしまうとか、先ほどの先生のご研究の中で言うとネットワーク的に孤立したような方は、動機はSOS的なものなのかもしれませんが、リスク情報をどんどん発信してしまう。これは、ある意味、致し方ないということになるのでしょうか。

三浦 致し方ないと言ってしまうと、その人たちに言い訳の余地を与えてしまうことになりすので、語弊があると思います。ただ、それが人間として考え難い振舞いかと言われると、全くそうではないということです。人間だったらそのようなことをする場合もあるだろうけれど、先ほど民主主義は努力しなければ維持できないという話がありましたが、やはり人間は本当に安定した社会を作るために努力するべきであって、そこに結び付けないといけなところを、そうでない形のものがむき出しになってしまっているのだと理解しています。

■ソーシャルメディア上の情報拡散、ネット世論の実態■

平 続きまして、鳥海先生に伺います。ソーシャルメディア上の情報拡散、ネット世論などと言われたりすることもあります。その中にはプログラムによって自動的に拡散するようなものも含まれているかと思っています。ネット世論の実態はどう捉えればよいのでしょうか。

鳥海 いろいろな世論があり、性質はそれぞれ若干異なるとは思いますが、今の日本では、大きな政治的立ち位置から意見が決まってくる場面が多いようです。いわゆるリベラル系の意見を持つ人と保守的な意見を持つ人は、Twitter上でいろいろと分断を起こしています。その中でボットがいるのかとよく聞かれますが、これが結構難しい。海外だとボットの影響が比較的強いと言われていました。日本でもボットがいないことはないと思っていますが、その影響がどのくらいあるのかと言われると、うまく見積もれません。ボットの強さは大量にツイート、リツイートするところにあると思いますが、ツイート数トップテンのアカウントとかをざっと見ていくと、日本の場合、これはボットじゃないよと言う人が一番頑張ってツイートしていたりするのは、ボットの影響がどこまであるのか、なかなか分からない感じはあります。

ネット世論の実態という話になると、これもまたかなり厳しい。最近だと検察庁法改正反対というのがありましたし、いくつかTwitterデモのようなものもありました。しかし、その実態を理解するのはなかなか難しい。簡単に言うと、関連ツイートの9割程度がもともと特定の政治的思考を持っている人たちによるものです。リベラルと保守みたいな分かりやす

い分け方ができるような事象に関して言うと、特にリベラル側の人たちが主張したい内容のツイートの9割は、ずっとそういうことばかり主張している人たちによるもの、保守側は約75%がずっとそういう主張をしている人たちによるものだというデータが出ています。このことは、ほぼ普遍的で、ほとんどの事象において同じ結果です。ネット世論の実態を捉えようとしても、こうした人たちの影響が強すぎてほとんど捉えられない状況になっています。その意味では、日本のネット世論なんて無いのではないかなという気がしています。

平 いつもだいたい同じプレーヤーが、それぞれの立場について主張し合っているということですか。どのテーマでも同じようなパターンが繰り返し示されるのでしょうか。

鳥海 そうですね。ネット世論としては、この意見に関しては、このポジションだけど、この意見に対してはこのポジションというのが期待されると思いますが、そうではなく、まず誰が言ったかが第一となります。例えば、我々にも深く関係する日本学術会議の話だと、基本的に、内容云々ではなく、菅総理が言ったから味方する人たちと、菅総理が言ったから絶対反対するという人たちの争いになっています。中身とは関係の無いところで、自分たちの陣営が勝利するためにただ主張しているような人がすごく多くて、そこから世論そのものを捉えるのはかなり難しいですね。

平 5月に「検察庁法改正案に抗議します」というツイートが数百万件規模で拡散した、いわゆるツイッターデモは、かなりニュースにもなりましたが、あの広がりのコアの部分も、今おっしゃったようなパターンと相似形をなしているということでしょうか。

鳥海 そうですね。検察庁法改正案に関しては、いわゆる保守系の反対意見はあまり目立ちませんでした。絶対数としてそれほど出てきませんでした。その意味では通常とは違い、特定の政治的思考を持っていない人たちの意見も入っているかなと思います。

平 先ほどおっしゃった、このテーマだったらこっち、このテーマだったらこっちという、無党派層とか浮動層も動いたような事例だったかもしれないということですか。

鳥海 そうですね。今回のテーマでは活動したが、他の事象ではほとんど無関心という人たちも含まれていたのかなという気がします。

平 日本の場合、ボットは判定しづらいと。つまり、人力でものすごい数、発信される方が、多いかどうか分かりませんが、そういう方もおられるということですが、海外ではプログラムによる発信や拡散が明確なケースは多いのでしょうか。

鳥海 うまくやっているのが結構いるので、なかなか難しいですね。実態として、誰がボットかは、分からないといえば分からないです。

平 なるほど。

鳥海 逆に、分かるのであれば、見つけ出すことができます。見つけ出されないようにうまく隠れるボットは、当然存在すると思います。ボットがいっぱいいますと言っているのは、比較的簡単に見つけられるボットのことを言っているのだと思います。特定の、ツイートのものをリツイートするようになっているボットはたくさんいるので。

■誹謗中傷対策の現状■

平 続いて、「規制」と「表現の自由」の話に入っていきたいと思います。まず、曾我部先生が総務省の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」の座長もされていて、本日午前中、最終とりまとめ案を出されたところでもありますし、また、先生は業界団体である「ソー

「ソーシャルメディア利用環境整備機構」の代表理事もされていますので、誹謗中傷対策の現状についてお話を頂戴できればと思います。

曾我部 まず、誹謗中傷は法律用語ではありません。名誉毀損、侮辱、そして、プライバシー侵害といった辺りをざっくり誹謗中傷と言っているわけです。これが今年はかなり社会の注目を集め、いろいろな取組がなされました。今ご紹介いただいたように、総務省で、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」が開催されました。誹謗中傷を行った発信者の身元を情報開示する手続が以前からありましたが、手続が重くて使いにくい、被害者救済につながらないという批判が根強くあったところを解決しようと検討を進めてきました。たまたま今日の午前中に、最終とりまとめがおおむね固まりました。ネットにも上がっておりますので、ご興味があればご覧いただければと思います⁽¹⁾。

幾つか提言していますが、一番大きいのは新しい裁判手続を導入して、発信者情報を開示してもらうための手続を簡素化することです。今だと、まず、いわゆるコンテンツプロバイダである Twitter や Facebook に開示請求をして、そこから開示された情報をもとに携帯電話会社や発信者が契約しているプロバイダに2度目の請求をかけ、それで初めて発信者の住所、氏名が出てきます。2回裁判手続をする必要があります。しかも、損害賠償請求などをするためには3回目の裁判をしなければなりません。非常に手間暇も時間もかかります。先ほど板倉先生からもありましたように、海外事業者の場合、そもそも裁判手続をするために非常に時間がかかることもあってハードルが高かったのを、3回の手続のうちの最初の2回をワンストップでできるようにする、発信者情報開示に特化した新しい裁判手続を作るということが今回の提言の目玉になります。発信者の身元を突き止めやすくなることが期待されています。

もちろん、これは万能策では全くありません。いろんな手段を組み合わせる必要があることから、ソーシャルメディア事業者も、今年、協議会を作り、取組を進めています。業界団体のようなものを作ったことを通じて、総務省なり関係各方面と協議しやすくなります。また、先ほどもプレゼンがあったと思いますが、啓発を進めていくとか、事業者の取組の透明性を増していくことなどにも少しずつ取り組んでいただいているところです。トータルとして、誹謗中傷を少しでも減らしていくことを目指しているのが現状です。

■外国資本のソーシャルメディアへの対応■

平 ソーシャルメディアの大手は海外に本社があるケースも多く、国内企業への対応よりも手間や時間などがかかるとのお話ですが、国民のデータに関する主権と言いますか、国民のデータをどう守っていくのかという観点から、海外のソーシャルメディアへの対応はどう考えていったらよいのでしょうか。先ほど、板倉先生のご発表資料でも一覧表のような形で、例えば、代理人設置に関する項目などをまとめておられましたが、この点に関していかがでしょうか。

板倉 行政規制という意味では、個人情報保護法にしても、特定デジタルプラットフォーム透

(1) 「発信者情報開示の在り方に関する研究会最終とりまとめ(案)」2020.11. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000716827.pdf> この案は、意見募集及び研究会第11回会合の議論を経て、令和2(2020)年12月22日に「発信者情報開示の在り方に関する研究会最終とりまとめ」として公表された。同 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf> さらに、これに基づくプロバイダ責任制限法改正案が、2021年2月、国会に提出された。

明化法（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律）、このあいだ改正された電気通信事業法にしても、最近は域外適用をしています。電気通信事業法は、国内に代理人または代表者の設置義務を課すことまでやるわけです。ただし、行政規制をするのは、表現の部分は非常に難しいので、そこをどうするかは悩ましいですね。

消費者問題などでは、営利的表現とかでも広告などを規制する方向にあるわけで、行政規制が割と動きます。しかし、フェイクニュース、ヘイトスピーチなどの完全な表現行為は、行政規制でやるのは難しい。民事においても日本の裁判所の手続に迅速に従ってもらうのは結構大変です。もう1つ構造的な問題として、日本オフィスの地位が相対的に低下していると思います。日本の人口が減って、商売としてもう味が減れば、それに伴って日本の地位が低下します。日本が自由にやれることが減ります。そうすると、明確に日本法に反するというのであれば、それは従うのでしょいうが、要するに日本の動きを忖度して動いてもらうことが、外国のプラットフォーム事業者では難しくなっていると思います。

先ほど出した文書に書かなかったのが、水谷先生からご指摘があった、誹謗中傷を行った疑いなどでソーシャルメディアから「追い出されてしまう人」と、ソーシャルメディアの関係です。この紛争も、やるとすれば、消してもらいたい（削除請求）とか、開示して欲しい（発信者情報開示請求）という場合と同じように外国事業者を相手に戦わないといけないわけです。これは極めて負担が大きい。発信者情報開示とは逆の方向になって、原告は追い出された人ということになります。これはまだ解決していません。特定デジタルプラットフォーム透明化法は、プラットフォームと店子との関係です。例えば、Google Play にゲームを出していたら、よく分からない理由でパージされる⁽²⁾ というようなことは規制していますが、表現空間から追い出されてしまう人については、まだ何も法的手当はされていません。トランプ大統領のコメント欄はパブリック・フォーラム⁽³⁾ だという話もありますし、独占禁止法的には欧州ではエッセンシャル・ファシリティ⁽⁴⁾ だという話があります。それを言論に置き換えると、曾我部先生がおっしゃったように表現空間を守り切るということになります。追い出された人が本気で外国のデジタルプラットフォームと戦えるかということ、弁護士の小倉秀夫先生はやっているようですが、一般の人では不可能です。これを発信者情報開示でやっているのと同じように、相手が外国事業者であっても割と簡易な手続で紛争解決することは、手続法としては重要なところではないかと思った次第です。

平 今のところは、少なくとも個人情報保護法や特定デジタルプラットフォーム透明化法では、日本に代理人設置の義務というのは無いということでしょうか。

板倉 無いですね。個人情報保護法では、Facebook には直接指導をしています。外国法人である Facebook に対しても、地道にやっていると思いますし、「破産者マップ」⁽⁵⁾ の後始末

(2) プラットフォーム事業者側の判断で、ゲームアプリの提供を拒絶されるような事態を指す。

(3) 政府が管理・所有し、表現・言論活動が行われる場のこと。Knight First Amendment Inst. at Columbia Univ. v. Trump, 928 F.3d 226 (2019); Knight First Amendment Institute, et al. v. Donald J. Trump, et al., No. 18-1691 (2d Cir. 2020). 水谷瑛嗣郎「大統領のアカウントはパブリック・フォーラムか?—ネットワーク請願権の可能性を探る」『メディア・コミュニケーション』70, 2020, pp.29-42.

(4) ある事業に不可欠な施設で、同等のものを用意することが容易でない場合には、所有者は競争者に対しても可能な限り利用させなければならないとの考え方をいう。

(5) 官報に掲載された破産者情報を Google マップ上に可視化したウェブサイトであったが、プライバシー侵害との批判、個人情報保護委員会の指導を受けて閉鎖された。

のときも、検索結果から何とか排除して欲しいというのを、Googleに直接、合同会社を通じてなのかもしれませんが、個人情報保護委員会とかは言ったようです。行政規制としては、外国に適用することはほぼやっています、日本国内に代理人を置く形にはなっていませんし、日本の外国法人登記をもっと徹底する方向にもなっていません。任意でやるとすると、外国への送達で、何か月間、半年かかるということになります。これは昔からYahoo!の別所直哉さんが言っていました、イコール・フッティングとしても問題があるわけです。外国事業者は同じサービスをやっても対応しなくてよい期間が少し長くとれます。同じ商売をやる日本のソーシャルメディアやプラットフォームからすると、ずるいじゃないかということになります。全くそのとおりです。国民からすれば、自分の人格権などが守られないということですし、事業者からも、少なくとも時間は稼げるというのは適切じゃないということになります。

■フェイクニュースの定義■

平 続きまして、参加者から「そもそも対処すべきフェイクニュースとは何か」というご質問が出ています。水谷先生にお伺いしますが、実害とか影響度から考えて対処しなければならないフェイクニュースを、どう定義したらよいのでしょうか。

水谷 フェイクニュースの対策はEUも力を入れていて、私が論文等で参考しているのも主にEUの対策です。EUの政策文書などでは、フェイクニュースという言葉はまず使いません。「ディスインフォメーション（偽情報）」という用語を使っています。それには理由があります。フェイクニュースという言葉だけではこの問題の事象の本質がうまく捉えきれないという点が1つです。もう1つは、既存のレガシーメディア（新聞、テレビ等）に都合の悪いことを報じられた政治家などが、メディアを攻撃するために「フェイクニュース」という言葉を使うような場面があるからです。これは多分トランプ大統領のことを指していると思いますが、そのためディスインフォメーションという言葉を使うわけです。

ディスインフォメーションの定義は、いろいろあります。EUの高等専門家グループの定義⁽⁶⁾と、政策文書の定義⁽⁷⁾の特徴を捉えると、1つは、故意に公衆、人々を欺くような目的つまり意図性を持っていることと、もう1つは検証可能な虚偽性で、人々の誤解を招くような部分が要素としてあります。さらに、経済や民主主義といった公共的なものに対する危害性(harm)があることです。この3つの要素が入っている感じがします。意図性を入れているのには意味があります。誤報(ミスインフォメーション)、つまり騙す意図はないが誤った情報を流してしまうことは、レガシーメディアでも昔からあるわけです。このような誤報までも対策に含めると、特にレガシーメディアの言論が萎縮するだろうという配慮があるのだらうと思います。ただ、最近考えているところではあるのですが、意図性という部分は本当に機能するのかと。今日の先生方のお話を聞いていて、なおさら考えさせられたところです。もちろん、法でフェイクニュースを流す発信者を取り締まるという話

(6) European Commission, "A multi-dimensional approach to disinformation - Report of the independent High level Group on fake news and online disinformation," 2018.3.12. <<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/final-report-high-level-expert-group-fake-news-and-online-disinformation>>

(7) European Commission, "Tackling online disinformation: a European Approach," 2018.4.26. <<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/communication-tackling-online-disinformation-european-approach>>

になったら、意図性要件は非常に重要だとは思いますが、もっと幅広くフェイクニュースの流通、拡散についての研究や議論を進めていく場合にも、意図性にこだわらなければいけないのかなという気がしています。特にこの問題におけるマスメディアの誤報の影響力も含めてメディア環境全体で虚偽の情報が流通するようなことを考えると、そこは再考の余地があると思います。

この辺りを踏まえてなのか分かりませんが、先ほども出てきた総務省のプラットフォームサービスに関する研究会の最終報告書は、偽情報、誤情報、ニュースの形式もとらない情報なども含めて、対象範囲を限定せずに検討しましょうと言っています。また、曾我部先生も報告で触れられていました Innovation Nippon 2019 の報告書⁽⁸⁾では、故意性の要件が定義として省かれています。そのようなことを考えると、むしろ、我々の社会生活にどのような「危害」をフェイクニュースがもたらすのか、みたいなところから議論してもいいのかなと思います。

平 曾我部先生いかがでしょうか。

曾我部 基本的には水谷先生と同じですが、harmつまり実害がないと規制できないのが基本です。虚偽であるがゆえに、自動的にそれは規制してよいということにはなりません。虚偽の表現であっても、何らかの意味がある場合もあります。娯楽としてのデマみたいなものもあります。これらはたわいないもので、特に害はないわけです。「虚構新聞」⁽⁹⁾みたいなパロディもあり、それはそれで独自の意味を持っています。害悪があるということが規制なりなんりの一定の対策をするときに必要だと思います。

もう1つ、思想の自由市場との関係でいうと、教科書的な理解では、虚偽の情報自体は、自由市場の中で淘汰されていくので、それに任せるのが基本であり、公権力などで規制する必要はひとまず無いというのが基本的、古典的な考え方です。現在においても、先ほどの水谷先生のお話にも、冒頭の平先生のお話にもあったように、それを歪ませないようにやっていく必要があるという立場からすると、例外となるのは、害悪があって、かつ淘汰のプロセスに委ねる余裕がない場合、典型的なのは選挙の場面、あるいは金融取引における風説の流布みたいなものなどが、まず対策の対象になっていきます。日本では選挙も金融取引も規制されていますが、その考え方が踏まえられていると思います。

もう1点だけ、水谷先生のコメントの意図性を要件とするかどうかという辺りの話ですが、これは対策によると思います。刑事罰を科すとか法的責任を負わせるときには主観面、目的性とか、故意かどうかが必要になると思いますが、例えば、削除していくとか、トランプ大統領のツイートにラベルを付ける場合は、主観面を考慮する必要は必ずしもないかもしれません。その情報には根拠が無いということで充分かもしれません。フェイクニュースの定義をどうするか、要件をどうするかは、対抗手段、対策手段との意味合いで考えていく必要があるかと思います。

■プラットフォームによる「検閲」問題の「適正さ」の在り方、表現の自由との関係■

平 そうしますと、先ほどの曾我部先生のご報告でもあった、いわゆるプラットフォームによ

(8) 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター『Innovation Nippon 2019 報告書「日本におけるフェイクニュースの実態と対処策」』2020.3. <http://www.innovation-nippon.jp/reports/2019IN_report_full.pdf>

(9) 虚構新聞ウェブサイト <<https://kyoko-np.net/>>

る検閲とされるような問題、その適正さの在り方、表現の自由との関わりをどう整理して考えたらよいのでしょうか。特にアメリカでは、プラットフォームによる手続の透明性、説明責任が果たされていないのではないかという議論もあります。アメリカの通信品位法 230 条の、プロバイダのコンテンツに関する免責を定めた部分に近い規定が、日本のプロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）にもあるかと思えます。この辺りの問題点の整理とお考えをお伺いできれば。

曾我部 アメリカの通信品位法 230 条については水谷先生の方がお詳しいと思いますが、幅広い免責をプロバイダに認めています。プロバイダというのは、ここではソーシャルメディアの運営事業者、プラットフォームということになりますが、基本的に免責されますので、どんなにひどい言論があっても、放置していて構いません。プラットフォーム自体は責任を負わないことになっています。ただ、いろいろな社会的圧力などで一定のヘイトスピーチなりを削除するサービスがアメリカでもあります。そのような中で、さっきの鳥海先生の話ではありませんが、党派的になっています。ヘイトスピーチなどについても、保守派、共和党側は削除しすぎだと言っており、民主党側は放置されていて削除が足りないと言っている。そこでも、正に分断があると感じるところです。

日本ではどうかというと、プロバイダ責任制限法では、フェイクニュースや集団に対するヘイトスピーチは射程外で、個人の権利を侵害する表現に限られているので、同法のスコープはかなり狭いと思います。ですので、いったん同法を離れて整理した方がいいと思います。その前提でお話すると、先ほど思想の自由市場と申しましたが、古典的な出発点としては、どれくらい削除するのか、自社の運営するプラットフォーム上でどれくらいを許容するのかは、基本的にはプラットフォーム事業者が決めることだと私は思っています。これを私は「池の水の濁り度」と言っているのですが、どれくらい濁った場にするかは事業者が決めていい。安全、安心、清らかな湖にしたいという会社があればそれはそれでいいし、なんでもあり、ある意味、泥沼のようなものでもそれはそれでいいと思っています。これが出発点だと思います。

規制をする場合、まず出発点となるのは、思想の自由市場の原則を踏まえた、ありうるべき規制のやり方は、水質を発表させるということですね。事業者にどの程度の水質なのかを公表させる。これが説明責任という話です。日本はこの段階で、まず自主規制をして説明責任を果たしてください、ということをお求めようとしています。もう1つは、オフラインで違法なものはオンラインでも違法だという話からすると、違法なものを削除しろと要求することは、おそらく現状の延長として、可能だと思います。それをやっているのがドイツです。やり方としては2種類あります。個々の削除が妥当かどうかを公権力がチェックしだすと萎縮効果が大きい。ドイツなどではちゃんと削除できる体制が整っているかどうか、体制整備の部分をお任せしていますので、そこはうまくマネージしているということになると思います。

以上からすると、検閲といいますか事業者による規律の適正さの問題はなかなか難しいのですが、第一段階としては、そこはある程度事業者に委ねた上で、どういう対策をしているのかという透明性、説明責任を課すことです。さらに対策を強化したいのであれば、違法なものに削除義務などを課すことになると思います。

先ほどチャットでご質問があったところですが、テクノロジーによる解決があるわけです

ね。拡散を抑制したり、ラベルを貼ったりという方法もあります。法律でこれをやれといっても、日夜、日進月歩で、具体的な手法はどんどん展開していきますので、法律で特定してこれをやれというのは言いにくいですね。そうすると、自主規制をしてもらうとか、共同規制といって、ある程度義務を課すけれども、義務の中身の具体的なやり方は事業者で考えてくれみたいな、自主規制と公的な規制を組み合わせたやり方で考えていくことがあると思います。

その中で、市民が声を上げることは大事です。ヘイトスピーチ対策が不十分なときに、市民が事業者に対して声を上げていくことが大事だと思うのです。政府が事業者に対して言うだけではなく、市民の側から行っていくことも大事だと思っています。

平 水谷先生、この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

水谷 ほぼ曾我部先生のお話で語り尽くされたという感じがありますが、アメリカの場合は通信品位法 230 条がプラットフォームに対する広範な免責を与えているので、削除のような対策も含めて企業の自主規制をむしろ推進する仕組みとなっていた部分があります。ところが、Twitter がトランプ大統領の投稿にフェイクの警告を付けるという試みがあって、逆に大統領令でそういう免責を制限しようという動きが出てきたわけです。

これは報道レベルですが、今回の大統領選に際しても Facebook や Twitter が『ニューヨーク・ポスト』(New York Post) の記事を拡散しないようにアクセス制限するという措置をとったという話が出てきました。これに対して、大統領というより共和党の議員が非常に怒っているようで、上院司法委員会の公聴会に Facebook のマーク・ザッカーバーグ (Mark Elliot Zuckerberg) や Twitter のジャック・ドーシー (Jack Patrick Dorsey) を召喚するようです⁽¹⁰⁾。フェイクニュース対策をプラットフォームの自主規制に委ね、プラットフォームが政治家、特にガバメント・スピーチと言っているのか分かりませんが、政府から発信される情報にフェイクがあるという警告を出すなど、何らかの対応措置をとった場合、政府側がプラットフォーム規制を掲げて政治的な反撃を行使してくる場合もあるわけです。そうした中で、プラットフォームが積極的に措置をとれるかという問題も実はあるわけで、政府とプラットフォームの間の力関係をどう考えるかがポイントとなってきました。

■ドイツのネットワーク執行法■

平 先ほど曾我部先生のお話にもありましたが、ドイツの規制について参加者から、「ドイツのネットワーク執行法⁽¹¹⁾は批判もあるが、手続の可視化という意味では、プラットフォームによる対応の不透明さと比較して評価できる点もあるのではないか」というご意見をいただいております。板倉先生いかがでしょうか。

板倉 ドイツは割と注目されていて、正確なところは曾我部先生にお聞きした方がいいかもしれませんが、もともとの削除対象は刑事罰にもなっているような行為です。ドイツでは刑事罰になる行為の対象が、ヘイトスピーチなど日本よりも広いので成立している面があります。

(10) Taylor Hatmaker 「米上院が Facebook と Twitter の CEO をニューヨーク・ポストの記事をめぐる騒動で召喚」 *TechCrunch Japan*, 2020.10.23. <<https://jp.techcrunch.com/2020/10/23/2020-10-22-senate-subpoenas-could-force-zuckerberg-and-dorsey-to-testify-on-new-york-post-story-controversy/>>

(11) *Netzwerkdurchsetzungsgesetz vom 1. September 2017 (BGBl. I S. 3352)*. <<https://www.gesetze-im-internet.de/netzdg/BJNR335210017.html>> 神足祐太郎「ドイツの SNS 法—インターネット上の違法なコンテンツ対策—」『外国の立法』278, 2018.12, pp.49-61.

日本では、刑事罰の対象となっている表現行為が、あまり多くない。侮辱と名誉毀損は対象ですが、ヘイトスピーチのようなものは、そもそも刑事罰の対象ではありません。ただ、そこに限定して行政規制的に入れていくのはあり得るだろうと思います。入り口が違うので、日本にそのまま導入するわけにはいきませんが、ドイツの例が参考になるのはおっしゃるとおりだと思います。

水谷 基本的には板倉先生がおっしゃるとおりだと思います。付け加えさせていただくなら、ドイツのネットワーク執行法の目的にはフェイクニュースが関係ないわけではありませんが、ヘイトスピーチ対策の側面があります。そして、ドイツには前提として刑法に民衆煽動罪等があるわけです。そう考えると、日本の場合は違法となる情報がドイツより限定されていますので、ネットワーク執行法のような法律を作る場合には、前提として「違法な情報」の範囲を広げるかどうかという議論を先にしなければいけないのかなという気がします。

曾我部 ドイツの法律について、違う面を補足させていただきます。この法律は、説明のとおり、刑法上、違法とされている表現を削除する義務を課していますが、もう1つの側面として、報告義務があります。一定の大手プラットフォームに対しては、違法通報について、どういう通報が、どれくらいあって、どう処理したのかを記載した報告書を作成し、定期的に公表することを義務付けています。ご質問者は透明性のことも質問されていたので、この点にもご関心があるのかなと思います。

日本の場合、先ほど水谷先生から言及がありました総務省のプラットフォームサービス研究会などは透明性を強調されていますが、自主規制が望ましいと言うに留まっています。ドイツではこれを義務化し、かつ報告書を公表しない場合には巨額の過料、罰金が課せられます。透明性の確保をかなり強く強制しているのが、この法律の特徴です。こうした点も参考になると思います。

■監視資本主義■

平 続きまして、ソーシャルメディアとプライバシー、それからユーザーデータがプラットフォームに飲み込まれていく「監視資本主義」というお話も出ましたが、この点について、あらためて久木田先生に伺えればと思います。「監視資本主義」と呼ばれるような現状について、不安というか危惧を持っているというような質問が参加者からも届いています。

久木田 今のデータ経済の中で、プラットフォーム企業が人々のデータをとって利益を得ている状況の背後にあるものについて、ショシャナ・ズボフ（Shoshana Zuboff）は「確実性という幻想に惹きつけられるところにある」と書いています。つまりデータをたくさん集めて正確な予測ができれば、将来の不確実性、リスクを減らしていくことができるという信念があるのだと思います。そういうものを我々も個人として強く持っているからこそ、人工知能などに強く惹きつけられるのです。この人工知能であなたにピッタリの将来のパートナーが見つかります、あなたの会社にピッタリの社員が見つかりますと言われたら、どうしても惹きつけられますよね。それは、将来のリスクをできるだけ減らしたいという人間の自然な心理です。そこにうまくつけ込んでいるのです。将来のリスクを減らせるのだったら、データをちょっとくらいとられてもいいと我々も思っているわけです。

しかし、本当に我々はリスクを減らせているのかというと、それは分かりません。結局のところ監視されて操作されて、いいようにされているのかもしれない。その利益を、誰が、

どのように刈り取っているのか、おいしいところを収穫しているのは誰なのかをよく考えなければいけないと思っています。ただ、これは社会全体の問題なので、個人だけでどうこうできる問題でもないのですが。

平 この点は板倉先生にお伺いしたいのですが、ソーシャルメディアとプライバシーデータ、「監視資本主義」といったキーワードも出ましたが、これらをめぐる国際的な議論の流れはどうなっているのでしょうか。

板倉 主に広告まわりですね。EDPB (European Data Protection Board) というヨーロッパのデータ保護機関の集まりがありますが、行動ターゲティング広告に関しては欧州司法裁判所から幾つか判決が出ているので、それらを踏まえてガイドラインをパブリック・コメントに付しまして、意見の募集期間が終わったところだと思います⁽¹²⁾。EDPBのサイトで見ることができますが、たくさんの意見が出ています。珍しいことに、Facebook (Ireland Ltd.) から何十ページもの意見が公開で出ているくらいです⁽¹³⁾。なりふり構わないわけです。久木田先生のお話にもありましたが、Facebookは広告のためにあるのです。ケンブリッジ・アナリティカも、広告の最適化を横からハックしてうまく使っただけで、彼らは最も広告収入が多くなるように設定しているはずです。なので、生命線ですから、広告をめぐるいろいろな規律にはやはり非常に興味があることになります。IAB (Interactive Advertising Bureau) という広告の団体(の欧州支部及びアイルランド支部)からもちゃんと意見が出ています⁽¹⁴⁾。ガイドラインをざっと読みましたが、ヨーロッパのデータ保護法が非常に同意寄りである一方、広告の世界でそれを本当に確保できるのかということ、非常に難しいと思います。

日本の総務省は、直近で、先ほど水谷先生からご紹介があった総務省のプラットフォームサービスに関する研究会の中で、広告規制という言い方はしていませんが、Cookie⁽¹⁵⁾等につき、日本でいうeプライバシーの議論を今後始めますと言っています⁽¹⁶⁾。ここでは「同意疲れ」も課題であるとされています。内閣官房のデジタル市場競争本部では、デジタル広告について競争という意味で検討を始めていて、かなり精緻な資料も出ています⁽¹⁷⁾。

ヨーロッパが一番積極的にやっていますが、最終的には個人の同意を徹底的に取れという方向でうまくいくのか。皆がインターネットを無料で使えるのは、広告のおかげです。お金を払ってGoogleやFacebookのサービスを作ってもらったら、メチャメチャなお金がかかるはずですが、我々はずっと無料で使っているわけです。このことは、個人データを皆

(12) “Guidelines 08/2020 on the targeting of social media users.” European Data Protection Board Website <https://edpb.europa.eu/our-work-tools/public-consultations-art-704/2020/guidelines-082020-targeting-social-media-users_en>

(13) Facebook, “Facebook Ireland comments on the draft guidelines 8/2020 on the targeting of social media users,” 2020.10.19. <https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/webform/public_consultation_reply/facebook_comments_on_edpb_guidelines_on_the_targeting_of_social_media_users.pdf>

(14) IAB Europe, “IAB Europe submission to the EDPB public consultation on Guidelines 08/2020 on the targeting of social media users,” 2020.10.19 <https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/webform/public_consultation_reply/iab_europe_-_response_to_edpb_guidelines_08-2020.pdf>; IAB Ireland, “IAB Ireland submission to the EDPB public consultation on draft Guidelines 08/2020 on the targeting of social media users,” 2020.10.19. <https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/webform/public_consultation_reply/iab_ireland_submission_to_edpb_public_consultation_on_draft_guideline_8_2020.pdf>

(15) ウェブサイトを訪問したユーザーの情報を保存する仕組み。

(16) 「利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた検討課題」(第21回プラットフォームサービスに関する研究会資料2) 2020.11.5. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000715286.pdf>

(17) デジタル市場競争会議「デジタル広告市場の競争評価中間報告」(第4回デジタル市場競争会議資料2) 2020.6.16. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai4/siryous.pdf>>

が材料として貸し出しているのだという言い方もできます。他方で、インターネットは無料だという文化を彼らは承継しているわけです。そこを全部、同意なんだから何とかクリックさせるということで乗り切れるのかということ、結構難しいと思います。EDPBのガイドラインのパブリック・コメントを受けて皆がどう考えるかというのは、1つの区切りだと思えます。ただし、ヨーロッパは堅く同意原則でいきますので、折り合いがつくのかなと心配して見ているような感じですね。

■ソーシャルメディアにおける倫理、リテラシー■

平 続いて、メディア環境、倫理、リテラシーの論点に入っていきます。まず久木田先生に、ソーシャルメディアにおいて人間の感情が流出、増幅、氾濫していることに関連して、どういった倫理、リテラシーが必要になってくるのか、改めてお考えを伺えればと思います。

久木田 大変難しい問題で、確信をもって言える答えを私は持っていませんが、よくデジタル・デバイドとかいって、お年寄りにはスマホが使えなくてどうこうというリテラシーがらみの話が出てきます。私の母親はスマホどころかガラケーも持たず、家にはパソコンはもちろん、テレビもラジオもない。晩年は新聞もとっていませんでした。それでも一人暮らしをずっとしていて、特に誰にも迷惑をかけずに死んでいきました。僕は、これが最強のリテラシーじゃないかと思っています。ようするに、情報メディアがなくても生きていけるのが最強のリテラシーだと思います。うちの学生などは、お年寄りには情報リテラシーがないからスマホが使えなくて、お得なクーポンを手に入れられなくて損をしているなどと言います。クーポンでちょっとくらの小銭を浮かすためにアプリを使っている人間の方がよっぽど情弱だと僕は言っています。スマートフォンがなくても生きていけるのが一番のリテラシー。でも、それは今の社会ではどんどん難しくなっていますね。

例えば、謝金がAmazonのギフト券で払われたりする慣行が一般化していますが、僕は腹立たしくてしょうがないんです。お役所も、書類をMicrosoftのWordで書けと言ってきます。スマホだったり、特定のアプリに依存しなければやっていけないような社会のデザインは間違っていると思っています。特定のものに頼らずに生きていけるような社会があって、その中で、できるだけ情報メディアなんかには頼らなくて生きていけるようになるのが一番のリテラシーじゃないのかなと思っています。

平 同様の質問になりますが、ソーシャルメディアなどで感情がむき出しになってしまうことに、どう対処していったらいいのでしょうか。三浦先生、お考えがありましたら伺いたいのですが。

三浦 久木田先生がおっしゃるような究極の形は、多くの方には無理だと思います。私もその方がいいと思うのです。全部捨てればいい。情報の真偽が分からないから不安だとしたら見なければいいと思うのですが、そういうわけにはいかないとする、リテラシーを身につけましょう、ということになるわけです。

心理学者としていつも言っているのは、冷静でない状態では、リテラシーを発揮させること自体がすごく難しいということです。リテラシーが大事なことは誰でも分かるのですが、それを発揮するためには、ある程度冷静に事を進められる状況が必要です。それが奪われてしまうのが危機的状況なのだとことを知っておくべきです。つまり、自分が危機的状況になったとき、自覚的にそこから冷静な方向へ引き戻すような努力をしましょうねと、啓発

としては心理学者は言えます。私どもの研究は多くのデータの平均値でものを言うことが多いですが、そうしたデータから言えるのはそういうことです。こういった啓発には一定の意味はあると思っているので、いろいろなところで話を聞かれるたびに、そう申し上げています。

ここから、平均に基づく議論とちょっと違う話になります。例えば、ひどい誹謗中傷をする人たちがいるとして、そういう人々にリテラシーを持ちましょうと言っても、多分通じないと思います。あるいは、そのような特性を持っていることが分かってやっている人が、いわゆる「確信犯」という言葉は誤用らしいのですが、誤用のまま言うと、確信犯の人にちゃんとリテラシーを持ちましょうと言っても多分効果がないと思います。効果がないので、先ほどから議論があるような法的にどうするかみたいな話になるわけで、その要件定義をする必要が出てきます。心がけである程度抑制できるところと、そうでないところはどうしてもあります。私たち心理学者が関われるのは、前者の方だとも思います。

平 緊急時に自分の冷静さをなるべく自覚的に確保するにはこうすれば良い、というようなことはあるんですか。

三浦 こういうときに人は冷静でないことが多いということぐらいしか、私たちは言えません。それと、そういうときにまずい判断を人間はよくするのだという知識は連動していれば、慌ててやらかすことは減らせるかなと。ただし、ゼロにはできないと思います。

■ AI（人工知能）と倫理 ■

平 もう1つ倫理について言うと、ソーシャルメディアはアルゴリズムによって様々な情報をフィルターにかけたり、それによって趣味嗜好に応じてユーザーにコンテンツを表示したりしています。それには多くの場合AIが使われていると思いますが、AIとの関連で倫理をどのように考えたらよいのでしょうか。久木田先生いかがですか。

久木田 倫理って、結構難しい言葉です。例えば、AIにデザインによって倫理性を組み込むとかいう話がありますが、倫理という言葉は使わない方がいいと思っています。つまり、誤作動とか誤用を禁じるような仕組み、フールプルーフ（foolproof）とか言いますが、子どもとかが間違っただけで使わないように、例えば、最近ライターはすごく堅くなっていますよね。ああいう仕組みをちょっと入れてできるだけ誤用とか、フェイクニュースの拡散を防ぐためにリツイートするのに時間の「ため」を作るとか、ちょっとしたデザインが結構有効になったりするのではないかな。倫理ってすごく強い言葉だし、倫理とか道徳って人の感情を刺激したりします。怒って人を叱責したりすることって、ある種の快感なんですね。さっき鳥海さんがソーシャルポルノとおっしゃいましたが、モラルポルノというものもあります。人に対して道徳的な怒りを感じるのは、できるだけない方がいいのに、そういうのを刺激しちゃうのが結構ありますね、ソーシャルメディアとかには。だから倫理、倫理って言わないで生きていければいいかなと。できるだけ仕組みと法律で人々や社会が間違っただけの行動をしないようにして、不要なところで倫理とか道徳という言葉は使わなくていいのかなと、最近思っています。

平 同じ質問ですが、鳥海先生どうですか。

鳥海 倫理なんかいらぬという話の後に何をしゃべればいいのか…。AIが自主的に動いているみたいな感じがありますが、AIは誰かが作ったプログラムにすぎません。もともと意図

したものがあられるわけだ。その意図したものが、いわゆる倫理的なのかどうかポイントなのであって、アルゴリズム自体がどうのというのではないのだ。使い方次第だ。そこは表裏があって、上手に使えば皆が幸せになれるシステムですし、悪用しようと思えば悪用できるシステムだ。そういう意味では、アルゴリズム的にどうすべきかというより、そういったアルゴリズムをどう使うかという利用側の問題だ。利用側の問題を解決するために、こういうアルゴリズムでなければいけないといった話になってくるのかなと思います。

そういった中での倫理という、透明性や説明可能性といったことが当然出てくると思います。基本的にリテラシーがあると、変な宣伝とかがアルゴリズムによって出てきても、あんまりクリックしない。情報系の先生は、あれをほとんどクリックしないようです。私も Facebook に出てくる広告、ムカつくとすぐ広告の配信を停止するっていうのをプチプチ押しまくっています。押しまくると、ますます自分からかけ離れた情報しか出てこなくなって、余計イライラする情報が出てくるんですけどね。逆に、たまに、「こういう情報もあるんだ」といった重要な情報も出てきたりします。ちゃんと動いていると言えば、ちゃんと動いています。先日、私自身が出る講演会の広告が出てきて、さすがに自分に関係ないといって消すのは忍びなかったので、ずっと出していたんですが、その意味では宣伝のアルゴリズムはうまく動いていると言えますよね。それって表裏一体というか、それによって操作されるという考え方もあるし、わざわざ自分で探しに行かなくても必要な情報を送ってくれるという側面もあるわけだ。一概にこれだと良い、これだと悪いと言うのは、まだ難しいと思っています。

■メディアの生態系■

平 先ほど、ソーシャルメディアだけではなくマスメディアも含めたメディアの生態系、メディア環境について幅広く考えていく必要があるのではないかというご指摘がありました。曾我部先生から、情報空間の確保のポイントの1つとして、公共メディアの役割を改めて考えていく必要があるのではないかとのご指摘もありました。Google によるメディアへの資金供出のお話もされていました。EU では新たな著作権指令で、メディアに対して、プラットフォームがコンテンツを使用する場合に報酬の支払いを要求する権利を認めました⁽¹⁸⁾。実際に、フランスではそういった動きが出ています。メディアの評価というか、公共メディアの在り方を含めて、メディアの生態系についてご意見をいただければと思います。

曾我部 今の点は、私自身の研究の経歴、関心からのバイアスかもしれませんが、非常に重要だと思っています。情報空間が過激なものも含む多様な情報で満たされている中で、フェイクニュースその他、問題のある情報が流れているのが実状です。それに対してどうアプローチしていくか。リテラシーの話もありましたが、送り手側で言うと、これまでの歴史的経緯の延長ということもありますが、ひとまず考えられることは、伝統的なジャーナリズムの復権がある。その担い手として伝統的なメディア、レガシーメディアと言われてきたもの

(18) Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC, OJ L130, 2019.5.17. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj>> 同指令の第15条(オンライン利用に関する報道出版物の保護)が該当する。井奈波朋子「デジタル単一市場における著作権指令(翻訳)」『コピライト』700, 2019.8, p.84. また、2021年2月、オーストラリアでは、検索サイトやSNSでニュースを表示する際、報道機関への対価の支払いを義務づける法律が成立した。

があるということです。

平先生がご指摘された点は、先ほども話題になった広告収入をどう配分するかという問題ですね。現状、GoogleなりFacebookなりプラットフォーム事業者が広告収入の大半をもっていて、コンテンツを提供しているレガシーメディアが本来得るべき広告収入を充分得られていないという問題意識が、ヨーロッパを中心として長年あったわけですね。今までは力関係の中でメディア側が劣勢を強いられていましたが、近年になって、EUでは、プラットフォーム事業者がメディアのニュースにリンクを貼ったり、Google ニュースなどでアグリゲーションという形で表示したりするときには一定の使用料を支払うべきだという規律が盛り込まれた新しい著作権指令ができました。それをテコに、メディア側とプラットフォーム事業者が交渉する。この指令には、メディア側に交渉力を与えるような機能が期待されていると思います。そういう中で、広告収入が適正に配分され、コンテンツを生み出す方に一定の資金が流れ込むことになると、フェイクニュース対策なり何なりにつながっていくことが期待されます。

もう1つ、公共放送の話で、今NHKに関していろんな議論がなされつつありますが、その中で民業圧迫である、受信料が高すぎる、NHKの規模が大きすぎるなどNHKを縮小するような話ばかりです。今日議論したような状況において、本当にそれでいいのか、もう少し多面的に考えていく必要があるということをおっしゃりたいと思います。

平 他の先生方、この論点についてご意見があればお願いします。

水谷 今の曾我部先生のお話ではほぼ語り尽くされたという感じがしますが、プラットフォーム事業者の人たちとレガシーメディアの人たちが、もう少し協力関係を築けるよう、業界を越えて今の状況をどうやって良くしていくかを議論できる場、フォーラムみたいなものを作ることも必要になるという気がします。ディスインフォメーション対策フォーラムのように、ステークホルダー間の協力の場を政府が後押しするということは既にあるわけですが（日本新聞協会等はオブザーバー参加⁽¹⁹⁾）、プラットフォーム・アクターもジャーナリズム・アクターもそれなりに民主主義における不可欠な機能を担っているのだから、業界を越えてどう連携・協調してもらうかを考える場を作るのは、やはり政府の役割だろうと最近考えております。

■メディア環境の今後の在り方■

平 そろそろ時間になってまいりましたので、冒頭の問題提起でも取り上げさせていただきましたが、レジリエント、つまり強靱な民主主義社会を発展させるために、ソーシャルメディアを含めたメディア環境はどうあるべきか、どうしていったらよいか、それぞれにご意見をいただいて、まとめとしたいと思います。ご報告いただいた順番で、鳥海先生からお願いします。

鳥海 最後の最後に、壮大なまとめをしろと言われても、なかなか厳しいところですが。思想の自由市場を歪めない民主社会を発展させるためにはというお題が来ていますが、そもそも思想の自由市場を歪めないで民主主義を発展させなければならないのか、若干疑問として残るところです。思想の自由市場という考え方自体が、今の時代にそぐわない可能性すらある

(19) Disinformation 対策フォーラムの概要については、以下を参照。<<https://www.saferinternet.or.jp/anti-disinformation/>>

ことも考慮に入れないと。これだけ状況が変わってきたのに、そういった考え方で大丈夫なのかと思うところがあります。それを踏まえた上で、ソーシャルメディアを飼い慣らすことは多分できない。フェイクニュースをできるだけ無くしましょうねというのもそうです。我々自身が騙されないように気をつけましょう、リテラシーを上げましょうというのも、我々は面倒くさがりなので、そんなことはとてもできないという気がしています。何ができるかを考えると、我々騙されますよね、という前提で生きていくしかない。フェイクニュースには騙されるし、騙されて幸せならば、それはそれでいいんじゃないかという気もします。騙されて失敗したなと思ったとき、それが致命的になっていない、誹謗中傷とかを行った人も、それが致命的にならないような社会を目指した方が現実的ではないか。三浦先生の前で言うのもなんですけども、心理学的にはこうだ、こういう傾向だと分かっていることを無理矢理ぎゅっと曲げるのは難しいと思います。飼い慣らしもできないし、思想の自由市場を歪めないのも無理じゃないかなと。平先生の問い掛けに反するような結論を最初に投じてみましたので、後は反論の方をよろしくお願いします。

三浦 私も鳥海先生にはほぼ、というか、全く同意です。民主主義を守るという前提も疑ってかかった方がいいと思いますし、人間を何とかしようという努力も、すごい構想をする必要はないと思います。じゃあ、そんなこと言うのを止めたらいんじゃないということではなく、こうしたことをきちんと考える機会は有用だと私自身も思いますので、こうやって出てきているわけです。これは日本のことだけかもしれませんが、特にこの十年ほどの間、東日本大震災以降、社会が疲弊しているのも、そのことが人心にも影響を及ぼしていると思いますし、今のひどくささくられたような状況を作り出していると思います。被災状況がこうだというようなこと自体が、人々の心の在り方にすごく影響しています。良い意見は何もないのですが、そうでなかった時代のことを知っている我々としては、何かできることはないか考えています。

曾我部 民主主義が良いものだと考え直す場になったところですが、先ほど久木田先生から民主主義はかなり無理をしなければ維持できないという指摘がありました。三浦先生も当然のものではないとおっしゃいました。正にそのとおりで、民主主義は常に関心を持って維持しようとしていかないと崩壊してしまうものです。自明なものではありません。

民主主義の維持は、情報空間だけの話ではありません。経済格差の問題とか、情報空間だけでない様々な問題も関わっています。その上で、情報空間だけのことで言うと、2つあります。1つはパトスとロゴス、感情と論理の話です。今日のご発表の中で、強い感情がこもったツイートは拡散するというのがありました。SNSは非常に感情に支配されている部分があるわけです。そこは社会心理学的に見ても必然の現象のようです。その意味では不自然な作為になってしましますが、少しでもロゴスの部分を入れていかないといけないと思うのです。民主主義には、ロゴスとパトスの両方が必要です。ロゴスだけではエリート民主主義になってしまいますし、パトスだけではポピュリズムになってしまいます。そのあたりのバランスの問題です。現状、SNSでは感情、パトスが支配している中で、そのバランスを少しでも変えていく努力が必要です。チャットのご質問の中にあつた、Twitterの拡散を防ぐとか、遅延を入れるとか、本当にこの投稿をしていいんですかといった警告を出すようなことは、一歩立ち止まって熟慮というか、少し考えたツイートをしてもらうということで、ロゴスを促進するような取組だと言えます。

もう1つ、やはり市民社会の力が重要です。これは鳥海先生のご発言、ネット世論なんて無いんだ、常にリベラル派と保守派が戦っているだけで、ほとんどの人は無関心なんだというご発言が示唆的です。一般のいわゆる普通の人はあまり関心を持っていないくて、極端な人たちだけがTwitter上などで戦っているというのは、民主主義を維持するという意味では不健全で、もっと政治というか公共的な事柄に関心を持つべきです。日本にはなんの問題もなく、皆幸せなので、特にわざわざ政治なり公共の議論をする必要はない、ということであればよいですが、そんなことはない。課題が山積している中で、皆が関心を持つべき理由があると思うわけです。そこは課題かなと思います。戦前ファシズムに走った日本とドイツと、踏みとどまったイギリス、フランスの違いは、そういうところにあったと私は思っています。いずれにしろ、市民社会の力が最終的には問われるところだと思います。

板倉 処方箋を出すのは、なかなか難しいと思います。私の発表でも申し上げましたが、ソーシャルメディアでも多くはマスメディアの記事が共有されています。ソーシャルメディア時代になって、割とマスコミが嫌いな人は増えていますが、じゃあちゃんと取材をして裏付けをした記事をどれくらいの人書けるのかというと、なかなか書けないわけです。他方で、マスコミの人たちはペン一本で政府に向かってものを言うのだというメンタリティなので、これに対して政府が何か補助金を出して規制をしようとか、標準的なカリキュラムを作ろうというのは、本性に反するわけです。民主主義が国民の本性に反するように、ジャーナリズムを体系立ててやろうというのは、平先生がいる前で言いづらいですけど、それは1つの試みです。平先生が大学で教えていくというのは一例ですが、一般的なマスコミの教育というのは、何か背中を見せてというか、身体で覚えろみたいな感じで、ちゃんと取材をして裏付けをした記事は爆発的には増えませんから、ソーシャルメディアで大量の記事があふれる中、議論の材料となり得るちゃんとした記事の割合は減っていきます。ソーシャルメディアが勃興しても、その「材料」を使って皆議論をしているわけです。その考え方ですよ。オンラインのCourseraとかの(MOOC⁽²⁰⁾)のコースはいろいろできていますし⁽²¹⁾、アメリカなどでは伝統的に(大学院レベルの)ジャーナリズム・スクールがあります。他方、体系立ててやろうとすると日本ではだいたい失敗します。きちんと裏付けのある記事の再生産をどうやるのかを、マスメディアの人たちも考えてやっていただかないといけないと思います。腕一本でやっていけばいいんだ、たまに当たればいいんだというのでは、あまたある言論に負けてしまうかもしれない。議論するもととなり得る記事が無くなってしまえば、思想の自由市場も単なる野生みたいになってしまっていて、なんの建前もなく、なんの裏付けもなく、ただやっているうちに原始状態に戻ってしまいます。もちろん腕一本でやるというジャーナリズムの矜持はそのとおりですが、他方で、もうちょっと横でつながって適切な取材で裏付けを得た言論というか表現がどういう風に再生産されるべきかというのを、やっていただけるとありがたい。鳥海先生が分析されるまでもなく、基本は、もとの事実として引っ張られているのはオールドメディアが多いので、その再生産は是非やっていかないといけないのです。感想みたいなところですが、そこは考えていかないといけないと思います。

久木田 「飼い慣らす」という言葉をみなさん取り上げていますので、私もこれについて一言

(20) Massive Open Online Course の略。インターネットによる大規模なオンライン講座。

(21) 例えば、米ミシガン州立大学の提供する Become a Journalist: Report the News! 専門講座などがみられる。<<https://www.coursera.org/specializations/become-a-journalist>>

いいと思います。平先生の資料でライオンを鞭でたたいている絵がありました（スライド3）。私としては、ライオンより細菌、ウイルスみたいなものの方が比喻として適当だと思っています。人間は、細菌とかウイルスと闘いながら飼い慣らしてきたわけです。それって、ただ単に細菌やウイルスを頑張っただけでなく、人間も変わってきているわけです。それに対する耐性を身につけてきた。例えば、天然痘やインフルエンザみたいなものに初めて接触する人々は大打撃を受けますが、ある程度大きな社会だと、インフルエンザは何回も罹りますが、おたふくかぜみたいなものは一回小さい頃に罹って、後は免疫がつきます。我々がソーシャルメディアのようなものを飼い慣らすとすれば、そういう形でもって飼い慣らすのであって、ソーシャルメディアを少しマイルドにしつつ、それと同時に人間や社会もそれに対する耐性をある程度身につけていく。そこで妥協できる点が見つかっていくんじゃないか。ときどき問題も起きて苦しめられもしますが、それほど致命的でない形になっていくと思います。そうなるまでに、おそらくたくさんの方がものすごく苦しむことがあります。そこに至るまでに、たくさんの人を苦しめない、できるだけ人を死なせず、飢えさせずというところが、国やアカデミアの人たちが考えるべきこと、やるべきことだと思います。私はある意味で楽観的なので、そのうち人間はソーシャルメディアを飼い慣らすことができると思っていますが、それまでにはたくさん犠牲を払うと思います。それをいかに少なくするか。

大事なのは、特定の企業だけが力を持ちすぎないことです。独占をどうにかしなければいけないと思います。『あなたを支配し、社会を破壊する AI ビックデータの罠』という本を書いたキャシー・オニール（Cathy O'Neil）は、今の状況は、初期の産業資本主義で企業が労働者をなんの規制もなく、いいように使っていた、たくさんの方の苦しみの上にもものすごい利益を上げていた状態と同じだと言っています。人間社会は、そういう企業の活動に対して、ちょっとずつ法律なりなんなりで規制をかけて、労働者の権利を守る社会になってきました。同じように、今も IT 企業とかプラットフォーム事業者がなんの規制もなく好きなように、ちょっとずつ規制もできていますが、やっている状態です。苦しめられている社会的な弱者がいるのだとすれば、規制で守らなければならない。長期的には多分、社会は何とかうまくコントロールできるようになっていくと思います。やっぱり力を独占させないことが重要です。選択肢がいろいろあった方が良く。みなさん Amazon のギフト券を謝礼にするのはやめましょうよと、私は言いたいんですね。後、Twitter に本の紹介を貼るときも、出版社のページを貼ったらいいじゃないですか、なんでみんな Amazon のページ貼るんですかと私は言いたいんですね。アメリカ大統領も 2 人くらいいたらいいんじゃないかと思えますけど。私からは以上です。

平 最後に水谷先生お願いします。

水谷 鳥海先生や三浦先生からご指摘を受けたように、我々法学者も、特にアメリカの研究者も、思想の自由市場が歪んでいない状態で現実にあるとは、もちろん思っていません。ある種のメタファーではあるんですね。そこに参加している個々の人たちが、モア・スピーチ、対抗言論で積み重ねて議論して答えを出せるのであれば、それが一番いいよねというような、ある種の理想形態を思想の自由市場と呼んでいるのであって、それを目標としてそのための「規範」を考えるというのが憲法学者としての私の立ち位置です。

もう一点言うと、思想の自由市場には市場、ひいてはそれを構成する個々人に信頼を置く

という側面と、もう一面、市場に対する国家介入をなるべく遠ざけるという面（国家からの自由の重視）もあるわけです。これがアメリカの判例の中で支持を得た背景には、アメリカに特有の「政府権力に対する懐疑」という考え方の根強さが見て取れると思います。今日のご報告をいろいろ聞いていて、やっぱり個人の限界というか、合理的で理性的な個人像をモデルにしながら制度構築を行う限界は踏まえなければなりません。他方で、感情や情報に弱い部分があるからといって、政府に我々の表現空間に規制介入させていいかという、これもまた怖い。フェイクニュースでいうと、偽かどうかを政府がチェックするような社会は、それはそれで怖い。政府の権力に対する懐疑も重要なのです。なぜなら、政府を形成している政治家や官僚もまた、私たちと同じく、フェイクニュースに騙される可能性がある、不完全な部分をもった「生身の人間」だからです。報告書にも書きましたが、ここが法学者として悩ましいところで、ものすごく「ジレンマ」があります。個人に限界があることはもう分かっていますし、一方で政府にあまり規制権限を与えるとまずい。このジレンマの間で、どこに最適解があるかをいろいろ見ていく必要があると思います。

もう1つ、規制以外の手段というので板倉先生からご指摘がありましたが、プラットフォームだけでなく、政府からジャーナリスティックな機関への補助、給付といった手段ももちろんあると思いますが、あいちトリエンナーレの件なんかを見ていると、これもこれで両刃の剣であることが分かるわけです。つまり、金を出したら口も出させろというのが常につきまといます。これは理論上おかしいという話をして、それについてある種の賛同が出てくるので、これも気をつけて使わなければいけない。お金を出してもらおうと、お金を出してくれた相手に対して痛烈な批判がしにくくなる。マスメディアには番犬機能があると言われますが、そういう機能がうまく働かなくなる可能性があるということは考えておかなければならない。むしろ政府は、マスメディアがプラットフォーム企業群と競争して、対価をきちんと手にできるような環境づくりを考えた方がよいように思います。

もっと具体的な対策案を出せなくて恐縮ですが、最後に、今後の議論の方向性をお示ししておきたいと思います。繰り返しになりますが、私たち「個人」には限界があるということは受け止めなくてはならない。研究者だろうが、ジャーナリストだろうが、政治家だろうが、官僚だろうが、その他の国民の方々であろうが、ある種の限界を抱えています。ときに不合理になったり、情念的になるかもしれませんが、しかしもともと私たちの民主政治システム、特に統治制度は、そういうことを予期して作られてきた部分があるのではないのか。日本だけでなく、アメリカも直接民主制ではなく、代議制のシステムを取り入れています。少し話が大きくなりますが、ソーシャルメディアで嘘が拡散するのを遅くするみたいなお話がありましたけれども、「民意を遅くする」ような仕組みとして代議制という統治システムがあったのではないかということに、思いを馳せる必要があるのではないかと思うのです。『フェデラリスト・ペーパーズ』⁽²²⁾の中で、マジソン（James Madison, Jr.）が、「そもそも人間が天使だったら政府は必要ない。天使が統治するのだったら、政府に対する対外的な統制とか内的統制はいらないだろう」というような人間に対する悲観的な見方を、かなり昔から言っています。そうして政府権力の均衡・抑制を図る制度が考え出されたと考えるなら、この間

22) 『ザ・フェデラリスト』とも。アメリカ合衆国憲法の批准を推進する目的で1787年から1788年にかけて執筆・刊行された85編の評論で、マジソンは執筆者の一人。

題に必要なのは、個々人が嘘に騙されたり、感情的になったりすることを前提にしつつ、それが私たちの集会的な意思決定として出てくる最後の段階には、ある程度の合理性があるとか、ある程度皆が幸せになるよう温和な形で出てくることを目指す。考えるべきは、(久木田先生の言葉を借りれば、まるでウイルスのような) フェイクニュースの蔓延にも耐えうる民主政治のための制度設計ということなのかもしれません。その点から、オフィシャルな制度である議会や行政、裁判所の仕組みの位置付けも、現状の仕組みでいいのかということも含めて、考える必要があるでしょう。加えて私の研究対象にも入っていますが、報道機関や、もしかしたら大学もそうかもしれませんが、公的な制度ではない、でも社会の中で中間項として、ある意味で我々の理性的な部分を補助する機能を担ってきた機能体の役割も評価し直して再定位していく必要があるのではないのでしょうか。例えば曾我部先生のお話の中にも、公共放送の在り方の話が出ていましたが、ポスト・トゥルース民主政治のための制度設計の観点から、公共放送をどこに位置付けるのか。例えば、公共放送の国家権力との間の独立性という観点から、今の状態の制度で本当に良いのかといった点も含めて政策論として議論していく必要があるかなと。最後にちょっと大風呂敷になってしまいましたが、以上です。

■総括■

平 ありがとうございます。先生方のお話でほぼ論点は出尽くしていると思います。改めて総括をするような点もほとんど残っていないと思いますが、あえて総括めいたことをさせていただきます。

フェイクニュースの流れを遅くするような取組もソーシャルメディアでとられてきたというお話が出ていました。フェイクニュースの流れだけではなく、メディア全体が、もう少しスピードを遅くすることもあっていいのではないかと考えています。三浦先生から、冷静になることが必要だというお話もありました。ソーシャルメディアを含めたメディアの情報の流れを遅くしてみることで、冷静に物事を考えるゆとりや、理性を取り戻すことにもつながるのではないかと。速く速くというベクトルしかこれまでは働いてきませんでした。しかし遅くしてみることで、フェイクニュースの場合は、拡散がある程度抑制されたというデータも出てきました。そうした形で、表現の自由などを毀損しないで折り合うことも可能なのではないかと。

学生によく話しているのは、ビックリするような情報を目にしたら、まず深呼吸をして一旦落ち着こう、ということです。情報のスピードを抑えて、冷静さを確保することは、このメディア環境の中で非常に重要だということが、今日のご議論の中で改めて理解できたような気がいたします。

本日は、当初の予定時間を30分ほど超過してしまい、お忙しい先生方には大変申し訳ないと思っておりますが、非常に実りあるご議論をしていただけたのではないかと考えております。